

3. 水道の使用開始・休止について



問合先 登米市水道お客様センター
電 話 0120-023-151 (フリーダイヤル)

- (1) お客さまが新たに水道の使用を始めるときや途中で使用を休止するときには申込が必要です。申し込みは[登米市水道お客様センター](#)（フジ地中情報㈱・テクノマインド㈱共同企業体）が電話、ファックス、ハガキ等で受け付けています。開始または休止を希望される日の3日前までにご連絡下さい。
- (2) 月の途中での開始や休止であっても、日割り計算を行わず、検針日を基本として料金を精算させていただくしくみになっています。そのため、毎月行われる検針日の途中で水道の開始や休止をすると、試用期間が1ヶ月に満たなくとも水道料金が発生することがあります。
- (3) 途中開始や休止のときの水道料金の計算は、条件によって異なりますから登米市水道お客様センターまでお問い合わせ下さい。